

子ども家庭支援調査特別委員会

活動報告（案）

【目次】

1	付託調査事件	P 1
2	建議理由	P 1
3	活動方針	P 2
4	重点調査項目	P 2
5	スケジュール	P 3
6	調査経過	P 4～5
7	提言	P 6～18
8	委員構成	P 19

1 付託調査事件

子ども家庭支援に関する調査

2 建議理由

子育てを取り巻く環境は、核家族化、ひとり親家庭の増加、そして共働き家庭の一般化や地域コミュニティの希薄化等の進行により変化している。

また、育児に関する協力者や相談できる相手が近くにいないことなどによる子育ての孤立化が進み、子育ての負担感や不安感を持つ保護者の数は多くなっている。

このような中、平成30年9月発表の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数の速報値は、前年度比で約10%増の133,778件と過去最多を記録し、統計を開始してから27年連続で増加し続けており、虐待事件は後を絶たず深刻な問題となっている。また、板橋区において、区立小・中学校の不登校については、近年、その出現率が増加傾向にあり、特に中学校においては、全国平均・東京都平均を上回っているのが現状である。さらに、区内の手帳を所持する障がい児も増加傾向となっている。知的・身体・精神の障がいに比べて早期発見が難しい発達障がい児とその家庭への支援も取り組みが遅れており、その充実も急務となっている。このほかに、区が平成29年7月に行ったひとり親家庭等生活実態調査では、対象の約8割が暮らし向きは苦しいと回答するなど、子どもの貧困も、大きな問題となっている。

区は、「板橋区基本計画2025」において基本政策の一つとして「子育て安心」を掲げ、施策の方向性として「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」と「子どもの成長を切れ目なく支援する連携の強化」を示しており、令和3年度中には児童相談所を包含する「(仮称)子ども家庭総合支援センター」を設置することとしている。

「(仮称)子ども家庭総合支援センター」の設置を契機として取り組む新たな支援も含めて、子どもとその家庭に関わる様々な関係機関との連携体制を再構築するなど、支援をより幅広く効果的なものとしていく必要がある。

議会としては、子どもの権利と命を守り誰一人取り残さず、未来を担うすべての子どもとその家庭を支援していくためにも、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、全ての子どもの成長を切れ目なく支援するためのより充実した子ども家庭支援体制の構築に向けた調査を行う。

令和元年5月23日建議

3 活動方針

子どもの権利と命を守るため、児童虐待・子どもの貧困等に対するよりきめ細やかな支援や、妊娠・出産期から成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援をしていくための体制づくりに向けた調査・提言を行う。

4 重点調査項目

- 1 (仮称) 子ども家庭総合支援センターの業務及び支援のあり方について
- 2 子どもとその家庭を支援する既存事業について
- 3 区が児童相談所を設置することで新たに担う業務について

5 スケジュール

決定した活動方針・重点調査項目をもとに令和元年第3回定例会の特別委員会で2年間の調査スケジュールを以下のとおり決定した。

		令和元年度（2019年度）			令和2年度（2020年度）			
		3定	4定	1定	2定※2	3定	4定	1定
重点調査項目	1(仮称)子ども家庭総合支援センターの業務及び支援のあり方について	(1)現在の児童相談所や子ども家庭支援センターの各関係機関との連携や支援 (2)子ども家庭総合支援センター設置後の各関係機関との連携や支援のあり方						
	2子どもとその家庭を支援する既存事業について		※3定の調査内容により決定する	※3定の調査内容により決定する				
	3区が児童相談所を設置することで新たに担う業務について				社会的養護について(視察も検討※1)			
提言の検討		○議題に対する意見→○前回意見の確認 検討サイクル*		検討サイクル*		検討サイクル*	○新たな提言の検討	○2年間の検討を踏まえた最終調整を行う。
活動報告						○活動報告骨子(案)の確認	○活動報告(案)の確認	活動報告完成

※1 視察については、閉会中に行くことも考慮し、調整する。

※2 特別委員会の調査経過や執行機関側の事業の進捗状況に応じて、3定以降の調査スケジュールの時点調整を行う。

6 調査経過

<令和元年度>

開催年月日	調査事項等
令和元年 5月23日	議題 ・正副委員長等の互選について
6月18日	議題 ・板橋区における子ども家庭支援体制について
10月7日	報告事項 ・「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト（子どもの貧困対策）」 平成30年度実績報告について 議題 ・（仮称）子ども家庭総合支援センターの設置について
12月11日	議題 ・子どもとその家庭を支援する既存事業の現状について
令和2年 2月26日	報告事項 ・「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」～子どもの貧困対策～ 令和2年度取組について 議題 ・子どもとその家庭を支援する既存事業の現状について

<令和2年度>

開催年月日	調査事項等
令和2年 5月25日	<p>議 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長等の互選について
6月16日	<p>議 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所設置市の事務について
10月5日	<p>視 察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト（子どもの貧困対策）」令和元（平成31）年度実績報告について <p>議 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告（骨子案）について
12月9日	<p>視 察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合センターの業務について <p>議 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告（素案）について
令和3年 2月24日	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」～子どもの貧困対策～令和3年度の取組について <p>議 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告（案）について ・委員会の結了について

7 提言

特別委員会として決定した提言項目に関して、まとまった提言は以下のとおりである。

重点調査項目1 (仮称) 子ども家庭総合支援センターの業務及び支援のあり方について

背景・課題

子育てをとりまく環境は、核家族化、ひとり親家庭の増加、共働きの一般化や地域コミュニティの希薄化等の進行により、近年大きく変化してきており、多様化する相談に対応するきめ細やかな支援が求められている。

また、児童虐待通告の件数は板橋区においても増加傾向にあり、住民に身近な区において、切れ目のない支援を行うことが重要である。

このような状況の中、国は平成 28 年 6 月に児童福祉法を改正し、法の理念の明確化や児童相談所の体制強化を図るとともに、特別区においても児童相談所の設置を可能とした。

これを受け区では、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ(仮称)子ども家庭総合支援センターを設置することとした。

他区においても多くの区が児童相談所設置を予定しているため、人材確保・育成等は急務である。設置にあたっての課題を整理し、(仮称)子ども家庭総合支援センター設置を契機に、関係機関との連携体制を再構築し、子育て支援体制をより一層充実させていくべきある。 ※今回追加した部分を網掛けにしてあります。

I (仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置について

【基本姿勢】

- (仮称) 子ども家庭総合支援センターは、すべての子どもの健やかな成長を実現するための子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点となるべきである。(仮称) 子ども家庭総合支援センターの運営にあたっては、国内外の先進事例を参考に、子どもの権利条約にのっとった児童福祉をめざすべきである。
- (仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置にあたっては、専門職を含む多数の職員配置や措置費等の業務運営経費が新たに必要となる。児童相談所の設置目的を全庁的に共有したうえで、組織人員体制の構築や財政基盤の確保を進める等、持続可能な取組を行っていくべきである。

【人材確保・育成の必要性】

- 多数の区が児童相談所設置を予定している中、板橋区においても職員の確保・育成は急務である。職員確保のためには、職員が疲弊せず安定して働き続けられるような職員体制が必要であり、多様な形態の勤務を可能とすることやメンタルヘルスカケアを行うことで、スキルのある人材を確保すべきである。また、ベテラン職員の経験や能力を生かしたナレッジマネジメントや研修の充実等、人材育成についてさらに検討が必要である。

- 職員の採用にあたっては、個人の適性或能力を正しく見極める必要がある。特に（仮称）子ども家庭総合支援センターの業務は、高い使命感や専門性、知識、業務経験が求められることから、採用面接等で経歴や携わった業務内容、児童福祉に対する考え方を十分確認したうえで、板橋区にとって真に必要な人材を確保すべきである。また、子どもが心に傷を負うことがないように、性犯罪歴のある職員を採用することへのリスク対応についても検討を進めるべきである。

さらに、職員配置にあたっては、子どもの年齢に適した職種や職層、年齢構成、男女比等のバランスについても考慮する必要がある。

- （仮称）子ども家庭総合支援センターの設置に向けて、区職員を児童養護施設に派遣するなど、研修内容をさらに拡充すべきである。

一時保護所における学齢期の子どもに関する支援をより適切に行うために、児童養護施設等への職員派遣を導入すべきである。また、区内部での人材育成については、児童館をはじめとした区施設での勤務や研修等も含め、効果的、効率的な視点を持って、全庁的に検討を進めていくべきである。

【相談体制の充実】

- （仮称）子ども家庭総合支援センターにおいては、幅広い内容の相談が可能となる。適切な支援につなぐために、ワンストップ相談窓口を設置すべきである。仕事をしている保護者にも対応可能な休日・夜間窓口の設置や守秘義務に関する説明を十分に行うこと、子どもの視点からの相談窓口の設置等、安心して相談できる支援体制を推進すべきである。また、手話も含めた多言語対応や電話・SNSでの相談等対応可能なものについては、現状においても早急に対応すべきである。

【指針の設定】

- 児童相談所の職員が子どもと接する際の言葉遣いや子どもへの接し方については、子ども期の健全な心身の発達に寄与するためにも、子どもに与える影響を考慮した指針をつくるべきである。

【子どもの意見表明権に関する取組】

- 子どもの権利や子どもにとっての最善の利益を守るために、子どもの意見表明権に関する方針や、第三者が関与する仕組みづくりについて、検討を進めるべきである。

【性の多様化に関する対応】

- 一時保護所においては、様々な子どもの特性に配慮した対応が必要である。LGBT 等性の多様化についても考慮し、よりきめ細やかに支援をすべきである。

【学習支援の充実】

- 一時保護期間における子どもの学習権を保障するために、学習指導員による学習指導だけではなく、オンライン学習についても検討を進めるべきである。

【事務の効率化】

- 児童相談所設置後の措置費の支払い事務等については、他区や東京都と共通のフォーマットを用いる ~~てオンラインで行う~~ など、効率的な方法を検討すべきである。

【新たな体制構築に向けた取組】

- 子ども家庭支援センターの機能と児童相談所の機能を同一施設に統合することで、様々なメリットがある一方で、検討すべき課題もある。(仮称)子ども家庭総合支援センターでは、介入と支援との機能分化を整理したうえで、区としての子育て支援を切れ目なく提供するための体制構築に向け、以下の取組が必要である。

- ・ 学校や保育園等の関係機関との定期的な情報共有や連携を円滑にするための体制の構築
- ・ 多岐にわたる相談に対する弁護士や医師等の専門職との連携体制の構築
- ・ 子どもの状況に応じた施設養護や一時保護に対応するための他自治体との連携体制の構築
- ・ 保護者との信頼関係に配慮した、虐待情報に関する警察との連携体制
- ・ 高度な対応スキルが求められる困難事例にも対応できる支援体制の構築
- ・ 支援が必要な人に対して、分かりやすく着実に必要な支援メニューにたどり着けるホームページ等の情報発信方法の構築
- ・ 家庭養護の普及啓発を含めた地域の子育て支援体制の構築
- ・ 職員の意見を反映したチェック体制の構築

重点調査項目 2 子どもとその家庭を支援する既存事業について

背景・課題

区では、子どもの貧困や発達障がい、児童虐待、いじめ・不登校等、増加傾向にある様々な要因が複雑に絡み合った課題の解決に向けた取組を行っている。

「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」においては、4つの基本施策の下に関連事業を紐づけ、子どもの貧困対策を推進している。

また、「いたばし版ネウボラ」の各事業を通して、切れ目のない支援を継続的に行っている。様々な事業を実施するにあたっては、相談窓口の充実等により、関係事業を連携させて事業の効果をより高めることや、事業を的確に評価し、改善につなげていくことが重要である。

(仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置を契機に、これらの既存事業について整理し、より一層効果的なものとしていく必要がある。 ※今回追加した部分を網掛けにしております。

I いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト (子どもの貧困対策) について

(1) プロジェクトの評価について

【基本姿勢】

- 各課の事業としての目標設定に加え、プロジェクト全体としてのSDGsの理念に基づいた目標設定が必要である。区としてのプロジェクトの考え方や子どもの貧困対策としての視点を職員だけでなく、現場で実務を担うボランティア等にも周知することや、現在の多面的な評価に加えてプロジェクト全体のPDCAの仕組みを構築し、課題を分析することで、より効果的に事業を推進していくべきである。

【成果指標及び評価】

- 幅広い分野にわたるプロジェクトを推進するにあたっては、区がめざす社会像や方向性を明確にし、その達成に向けて他区等の効果的な評価手法も研究しながら、重点調査項目や重点指標を設定する必要がある。一方で、子どもの貧困は、様々な要因が複雑に絡み合っている問題であるため、個別事業の回数等の活動指標のみでは評価が困難なものもある。評価にあたっては、アンケートや現場の声を把握するなど、事業によって生じた反応(成果)を把握するための指標設定が必要である。

【事業の改善】

- より効果的に施策を展開するためには、継続的な実態把握と施策の改善が必要である。現状における子どもの貧困対策は、既存の子ども関連事業が基本となっているが、関連のある事業を整理し、課題を抽出したうえで、子どもの貧困対策の視点を持って事業に生かすことが必要である。また、現状における子どもの貧困対策に係る予算の見せ方では、区が新たに取り組んだ子どもの貧困対策の事業費が見えにくいため、プロジェクトの予算の表し方を改善する必要がある。さらに、いたばし版ネウボラのような板橋区の先進的な取組は更に広めていくべきであり、そのために区は、NPO等の民間活力も活用して事業を進めるべきである。

【成果の明確化】

- 事業ごとの実績については、当該事業が貧困対策にどのように寄与したか、達成できたこととできなかったこと等の、具体的な結果を明確にしたうえで、今後の計画に生かすべきである。また、プロジェクト策定時と評価の段階で状況が変化し、当初の成果指標では正確に実績が読み取れない場合もある。子どもの将来や命に係わるプロジェクトであることをふまえ、危機感とスピード感を持ち、指標の見直しを図るとともに、各関係機関を有機的に連携させることにより、プロジェクトをさらに効果的に推進すべきである。

(2) 各事業に関する支援のあり方について

【親に対する支援の拡充】

- 子どもを守るためにはまず母親を守る必要があるため、母親支援に関する事業をより充実させることが重要である。(仮称)子ども家庭総合支援センターの設置にあたっては、母親支援の視点を位置付け、関連事業を開始すべきである。また、保健師のみならず子育てのスキルを持つ人材を活用して、いたばし版ネウボラを更に推進させることや、積極的な多胎児支援に取り組むことが必要である。
- ひとり親家庭の状況は多様化しているため、実態に合った支援を検討すべきである。また、離婚後の支援については取組が進められてきているが、離婚前の支援についても、区として課題を整理する必要がある。離婚する前段階の家庭に対し、区としてどのような支援ができるか検討していくべきである。

【児童養護施設卒園者に対する支援の拡充】

- 児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトを実施するにあたっては、支援を通じて利用者の実態を基に板橋区特有のニーズを把握し、次の支援につなげていくことが重要である。また、住宅確保要配慮者への支援において、進学に限らず就職した場合にも児童養護施設卒園者への家賃を支援するなど、現在の児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトによる支援だけでなく、より幅広い支援を可能とする仕組みをつくるべきである。

【地域における支援の強化】

- 地域での子育て支援を推進するためには、各関係団体への支援や、地域との連携を進めることが重要である。現在社会福祉協議会を通して行われているフードドライブの推進に、地域センターと子どもの居場所団体が直接行うことを加えるなど、顔の見える関係づくりを進め、連携拡大に向けて取り組むべきである。

Ⅱ 虐待の発生予防としての各事業の連携について

【庁内連携の強化】

- 虐待は、貧困・DV等様々な要因が背景に潜んでいると考えられ、単独の機関だけで対応できるものではないため、関係機関の連携が必要となる。支援に関わる機関が、関連する窓口や事業の役割について相互理解を深め互いに補完し、総合的な支援を行うために、全庁的に調整を行う機能と権限をもつ部署が必要である。

【長期的支援の必要性】

- 虐待の発生予防のためには、子どもとその家庭に直接的に関わる支援のみではなく、虐待を受けた子どもへの長期にわたる精神的な支援や、次世代へ児童虐待が繰り返されないようにする取組が重要である。

虐待による死亡事例のうち0歳児の割合は非常に高いため、性教育の機会等において、予期しない妊娠を予防するための啓発を進め、子どもを守るという視点も取り入れるべきである。また、虐待を受けた子どもが成人して親となった際に子育てに行き詰まらないよう、カウンセリング等の支援を充実させていくべきである。

【要保護児童対策協議会における支援の強化】

- 子どもが一時保護所等から地域に戻った後もサポートできるような支援体制を構築することが必要である。そのために、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議においても、対象児童と関わりのある地域団体等に協力を求めるなど、より連携を深めるべきである。
- 虐待の発生予防のためには、要保護児童対策地域協議会において、重篤な児童虐待事件についての分析・検証をより充実させるべきである。また、要保護児童のみならず広く虐待の予兆を発見する機会の拡大や、保護者と子どもだけでなく家族全体の状況を把握することも重要であるため、他の家族も参加できる開かれたイベント等を実施すべきである。

【身近な相談窓口の周知】

- 学校や保育園の職員は、子どもと保護者にとって日常的な関わりがあり、身近な存在であるため、虐待の予兆を発見しやすい立場にあるが、虐待通告については躊躇するケースがある。そのため、職員に対し、虐待確認は児童相談所が行うため通告者が虐待に該当する行為か否かを確認する必要はないことを周知して、虐待の予兆を発見した際に適切に通告できるよう研修等の機会を活用して正しい知識を普及したり、子どもや保護者に対し、学校や保育園は身近に相談できる場所であることを周知すべきである。

Ⅲ 世代間・事業間における切れ目ない支援のための課題について

【連携体制の強化】

- 切れ目ない支援をしていくためには、一人の子どもについて関係する全ての機関が連携して支援できる体制を構築すべきである。そのためには、各関係機関が同じカルテを用いて情報を共有し、連携して支援が行える個別支援プログラムの導入が必要である。
- 事業間の切れ目ない支援を実現するためには、具体的な要支援者をイメージしながら進めていくべきである。そのためには、各事業の役割を明確にして適切な連携体制を整える必要がある。その実現に向けて、複数の部署が連携している会議で、具体的な要支援者を中心に置いて、要支援者の目線からの検証と改善を行うべきである。

【相談窓口の充実】

- 要支援者が適切な相談を受けられるよう、支援に関して全体をコーディネートし、支援先同士をつなぐ役割を持つワンストップ相談窓口を設置すべきである。また、夜間・休日の窓口対応や、電話・SNS等による相談を可能とするなど、相談しやすい受付方法について工夫する必要がある。

【子ども家庭支援センターにおける支援の強化】

- 現状の子ども家庭支援センターは、関係機関が連携できる支援や対応の調整を担う中心的な役割を果たしているが、今後より積極的な情報収集も必要とされている。職員の抱える業務量は非常に多いため、人員配置を手厚くすべきである。また、「子どもなんでも相談」において、複数の課題を抱えたり、いくつかの課題が複合的に絡み合っている要支援者には、定期的な状況把握を行うなどの支援が必要である。さらに、相談員により支援に差が出ないようにするための職員の対応スキルを高める取組や、長期にわたり継続的な支援を可能とするための仕組みの構築を進めるべきである。

【家庭に対する支援の拡充】

- 子育て家庭を見守り、支え、援助するという点において、その家庭にかかっている負荷の軽減に関する事業は重要である。必要なときに必要なサービスを受けられるように、家事援助や送迎サービス等は、年齢制限を設けずに、所得に応じた低廉な利用料を設定するなど、利用の機会を広げるべきである。また、困難を抱える家庭において子どもが親の代わりとして家事を担い、過度の負担を強いられるような状況が起きないように、子どもが子ども時代を子どもらしく過ごすということを保障する方法について検討し、仕組みを構築する必要がある。加えて、一時保育や、病児・病後児保育については、より多くの利用を可能とするために、予約システムについてはICTを活用し、利便性の向上に努めるべきである。

【地域における支援の強化】

- 子育ては、地域のあたたかい見守りの中で日常的に行われるものであり、事業ごとに分断されるものではない。切れ目ない支援のために、子どもや子育て家庭を支援する地域包括ケアシステム構築について検討していくべきである。

IV 板橋区における障がい児の支援について

【基本姿勢】

- 障がい児支援の基本姿勢として、誰一人取り残さないSDGsの視点を持ち、切れ目ない支援体制を構築することが必要である。その実現に向けて、学校と医療機関や放課後等デイサービス等、各関係機関との連携が不可欠である。また、医療的ケア児の保育園、幼稚園、小学校での受入れを実現するために、看護師の配置等、国の補助制度の利用を検討すべきである。

【保護者に対する支援の拡充】

- 障がい児支援にあたっては、保護者への支援が不可欠である。専門家や障がい児を育てた経験のある保護者からのアドバイスを受けられるような機会の創出や、レスパイトに関する事業を充実させることで、保護者の負担を軽減させるべきである。

【生涯を通じた支援体制の構築】

- 生涯を通じた切れ目のない支援を実現していくためには、身近な地域で適切な支援を受けられるように、医療と療育、保育等も包括した地域包括ケアシステムの構築について検討を進めるべきである。また、障がいのある人は、自分自身のことについて説明することが難しい場合もあるため、支援記録が重要である。学校、事業所等支援に関わる各機関が連携し、乳幼児から老後までの支援記録の引継ぎをすべきである。

【相談窓口の充実】

- 子どもの発達に不安や心配がある保護者が、気軽に相談できる窓口が必要である。はじめに健康福祉センター、児童館、保育園、幼稚園、学校、子ども家庭支援センター等身近な窓口で相談を受け付け、子ども発達支援センターや、教育支援センター心理・言語専門相談につなげていく仕組みを明確にすべきである。

V 板橋区における不登校対策について

【状況改善に向けた取組の強化】

- 不登校の状況を改善するためには、不登校の原因を把握して分析を進める必要がある。当事者である児童・生徒の声や現場の教師の声を取り入れて、仕組みづくりを行うべきである。また、学校においては、授業に対する工夫等、児童・生徒が学校に通うことが楽しいと感じられるような取り組みを検討すべきである。

【居場所づくりに関する支援の拡充】

- 不登校の児童・生徒の居場所や友達づくりができるイベントを実施すべきである。実施にあたっては、学校や教育委員会だけが主体となるのではなく、区の各所管、NPOやフリースクール、地域等と連携し、より幅広い支援につなげるべきである。
- 不登校の児童・生徒の不安や悩みは多様であるので、教室への復帰のみをめざすのではなく、幅広い支援を想定した不登校対策ができるようにマニュアルの再点検を進め、各学校で活用されるようにしっかりと周知する必要がある。また、学校内に教室以外でも居続けられる居場所を整備すべきである。

【初期対応・未然防止に向けた支援の強化】

- 不登校については状況改善についての対策のみならず、初期対応・未然防止についての対策も、より検討を進める必要がある。専門的に初期対応・未然防止ができる機能をフレンドセンター等に持たせ、児童・生徒、保護者が孤立してしまうような状況をつくらないように、一人ひとりに寄り添った個別支援を充実させるべきである。また、児童・生徒が自発的に悩みを相談できるような、学校における環境づくりもより進めていくべきである。

【学習支援の充実】

- 不登校の児童・生徒の将来の社会的自立や社会参加につなげるためには、不登校期間の学習に関する支援が重要である。自宅で学習した期間についても登校日数として認定することや、進路指導等受験対策において、学校間で格差が生じないように、教育委員会として取組を検討すべきである。また、導入されるタブレットや通信環境を十分に活用し、オンラインでの授業や相談の実現に向けた取組を進めるべきである。

重点調査項目3 区が児童相談所を設置することで新たに担う業務について

背景・課題

児童相談所設置にあたっては、児童相談所を設置する市（区）に政令指定されることにより、現在東京都の事務である16事務が、区に移管されることとなる。事務の内容は多岐にわたるため、事務の引継ぎにあたっては、移管となる事務の業務量や専門性を踏まえ、効果的・効率的な組織・人員体制を構築すべきである。

また、社会的養護に関しては、これまで区は北児童相談所とともに、周知・啓発活動に取り組んできた。（仮称）子ども家庭総合支援センターの設置に向けて、さらなる社会的養護の拡充をめざし、区としてのあり方を検討し、里親等の家庭養育推進のための取組を進めていくべきである。

※今回追加した部分を網掛けにしてあります。

I 児童相談所設置市の事務について

【効果的な事務の引継ぎ・事前準備の必要性】

- 事務の引継ぎにあたっては、児童相談所設置先行3区と東京都との引継ぎ資料から全体を把握したうえで、板橋区としての方向性を明確にし、実態に合うように進めていく必要がある。
- 児童相談所設置市の事務については、現段階から準備できる内容もある。早急に各事務の詳細な内容を整理し、スケジュールを明確にしたうえで検討を進めるべきである。また、人員配置及び執務スペースの確保についても、各事務の内容について整理したうえで、児童相談所設置市の事務のほかに、各所管が取り組んでいるプロジェクトや課題等を考慮して、精査すべきである。

【児童福祉審議会の運営に関する検討の必要性】

- 児童相談所の運営にあたり、児童福祉審議会は非常に重要な役割を担うため、委員の構成や運営について、十分に検討していく必要がある。また、児童相談所の援助決定プロセスをわかりやすく示すために、児童福祉審議会の設置に関する事務については、個人情報等の取り扱いに十分留意したうえで、透明性・公開性を確保すべきである。

Ⅱ 社会的養護について

【社会的養護に関する区としての支援のあり方】

- 板橋区としての社会的養護のあり方を検討し、里親等の家庭養護推進のための取組も進めていくべきである。そのために、児童相談所だけに事務を集中させるのではなく、関係機関や地域が相互に補完できる支援体制を整備すべきである。
- 児童養護施設において、子どもの状況に応じた適切な支援ができるように課題のある児童に対しより効果的な支援を行うため、区内の児童養護施設と区で構成する会議体を設置し、児童の情報を事前に共有するなど、連携を緊密に図るべきである。
- 家庭養育優先の理念に基づいた施設の小規模化等の影響もふまえ、児童養護施設の職員数や人材の確保、育成、定着率といった課題の解決に向け、区内の児童養護施設への支援のあり方を検討すべきである。
- 社会的養護推進のために、現在区内にはない乳児院やファミリーホームの設置に向け、課題の整理を行うとともに、特別養子縁組や里親制度の普及啓発を進めていくべきである。
- より家庭に近い環境での養育の推進を図るためには、里親委託を推進する必要がある。協力家庭ショートステイの導入等里親への支援や、普及促進の取組を進めるべきである。

【連携の必要性】

- 社会的養護を必要とする子どもの中には、障がい等により支援を必要とする子どもも少なくないことから、障がいとの関連性をふまえ、教育・福祉・医療等の幅広い関係機関と連携した支援が必要である。区としてどのような支援ができるか、検討研究すべきである。
- 里親委託の推進にあたっては、里親が安心して子どもを養育できるように児童養護施設と里親を両輪で支えることが必要である。フォスタリング^注業務に関する検討を行い、児童養護施設等関係機関との効果的な連携を目指した環境整備を進めるべきである。

注…フォスタリング 里親の募集、研修、マッチング、訪問指導等を通じた一貫した里親支援。

8 委員構成

	<令和元年度>	<令和2年度>
委員長	中妻 じょうた	鈴木 こうすけ
副委員長	竹 内 愛	中妻 じょうた
理事委員	間中 りんぺい なんば 英 一	山 田 ひでき 間中 りんぺい なんば 英 一
委 員	内田けんいちろう 石 川 すみえ 山 田 貴 之 こんどう 秀人 井 上 温 子 南 雲 由 子 鈴木 こうすけ 茂 野 善 之	内田けんいちろう 山 田 貴 之 こんどう 秀人 井 上 温 子 南 雲 由 子 竹 内 愛 茂 野 善 之